



薬食安発0111第1号
平成25年1月11日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長



一般用医薬品の区分リストの変更について

「薬事法第36条の3第1項第1号及び第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二类医薬品の一部を改正する件」（平成25年厚生労働省告示第2号）が平成25年1月11日に告示され、下記のとおり適用されました。

これに伴い、平成19年3月30日付け薬食安発第0330007号安全対策課長通知「一般用医薬品の区分リストについて」の別紙1（第一類医薬品）、別紙2（第二类医薬品）及び別紙3（第三類医薬品）について、別添1のとおり今回の改正を反映し、別添2のとおり今回の改正を反映させた区分リストを作成しましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしく申し上げます。

この改正により、リスク区分が第一類医薬品から変更になった医薬品については、薬剤師のほか登録販売者等による販売が可能となることから、新区分に応じた適切な情報提供が行われるよう指導方よろしく申し上げます。

記

告示の適用日

改正される成分	適用日
ミコナゾール (膣カンジダによる外陰部の症状に使用する外用剤)	平成25年1月11日
漢方処方製剤、生薬及び動植物成分	平成25年1月11日
エメダスチン	平成25年1月19日

薬第902号

